

雇用保険関係の届出・申請は、 便利な **電子申請** で!!

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

一度設定
すれば、
後の申請
がラクに
なる！

👉 電子申請なら、24時間、
365日いつでも申請可能です！

窓口での提出のような待ち時間はありません。

(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

👉 個人情報の持ち運びが不要！

マイナンバーなど個人情報を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、個人情報の安全管理措置の負担が軽減されます。

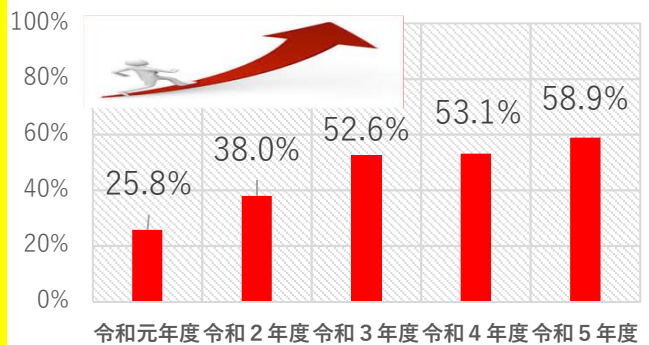
ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、

👉 時間とコストをかけずに申請
できます！

申請方法

主要3手続き(※) 電子申請利用率の推移

※ 雇用保険の主要3手続き
資格取得届・資格喪失届・高齢雇用継続給付



※令和2年4月より、資本金、出資金の額が1億円を超えるなど**特定の法人**の事業所が社会保険・労働保険の一部手続きを行う場合には、**電子申請が義務化**となりました。

- 「e-GOV電子申請」を利用すれば、自宅や会社のパソコンから、いつでもオンラインで申請できます。

電子申請は



イーガブで!!

「e-GOV(イーガブ)電子申請」は、各省庁への申請や届出がオンラインで行えるシステムです。

👉 e-GOVポータル画面から「電子申請」をクリック

<https://www.e-gov.go.jp/>

▶ e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」

電話番号：050-3786-2225

にお問合せください。

e-Gov ポータル お問合せ：<https://www.e-gov.go.jp/contact>

- 厚生労働省サイト内 e-GOV電子申請利用マニュアル <https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

G BizIDで e-GOV にログイン

「G BizID」

のアカウント
(IDとパスワード)を
取得すれば、



電子申請が
簡単に！

- 電子申請は「e-GOV(イーガブ)」から行えますが、**e-GOVを利用するため、最初に「G BizID(g BizID)」を登録する方法があります**(登録方法は裏面を参照)。
G BizIDのアカウント取得は無料です。G BizIDを経由してe-Gov電子申請を利用すると、電子証明書の取得(有料)が不要(一部必要)で、**無料での申請も可能となっています。**
- 「G BizID」には、**gBizIDプライム**、**gBizIDメンバー**、**gBizIDエントリー**という3種類のアカウントがあります。社会保険の手続きの電子申請には、**「gBizIDプライム」**のアカウントが必要ですので、**法人代表者、個人事業主用の「gBizIDプライム」**のアカウントを取得し、その後、必要に応じて組織の従業員用の「gBizIDメンバー」のアカウントを取得していくことをお勧めいたします。
- **gBizIDプライム<行政サービス 無制限>アカウントの取得(登録)方法**

申請方法は、郵送申請もしくは、**裏面**にご案内のとおりオンライン申請が可能です(最短即日発行)。

※オンライン申請にはパソコンの他マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り可能スマートフォンが必要です。スマートフォンにG BizIDアプリをインストール。メールアドレスをご用意→マイナンバーカードをSMSで受信します。